

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和5年10月25日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和5年10月25日（水） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第17号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（提案説明）

第3 組合行政一般に対する質問

16番 伊藤幾子 議員

第4 議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第17号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（質疑・委員会付託）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員（17名）

1番	加	嶋	辰	史	2番	加	藤	茂	樹
3番	浅	野	博	文	4番	岩	永	安	子
5番	勝	田	鮮	二	6番	西	村	紳	一郎
7番	岡	田	信	俊	8番	平	野	真	理子
9番	川	西	美	恵子	10番	尾	島		勲
11番	山	根	政	彦	12番	谷	口	雅	人
13番	柳		正	敏	15番	寺	坂	寛	夫

16番 伊 藤 幾 子
18番 上 杉 栄 一

17番 長 坂 則 翁

~~~~~

欠 席 議 員 ( 1 名 )

14番 足 立 義 明

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	岩 美 町 長	長 戸 清
副 管 理 者	智 頭 町 長	金 兒 英 夫
副 管 理 者	若 桜 町 長	上 川 元 張
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		鹿 田 哲 生
消 防 局 長		鹿 田 幸 人
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	横 尾 賢 二

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                     |           |
|---------|---------------------|-----------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長   | 保 木 本 英 明 |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長 | 植 田 光 一   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任 | 橋 本 圭 司   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事 | 田 中 真 一   |

~~~~~

午前10時0分 開会

◆西村紳一郎 議長 皆様、おはようございます。ただいまから令和5年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長が報告いたします。

◆保木本英明 書記長 御報告いたします。

足立義明議員から、入院加療のため本定例会中の会議を欠席する旨の届出がありました。

以上、報告を終わります。

◆西村紳一郎 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 会期の決定

◆西村紳一郎 議長 日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月26日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

第2 議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第17号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（提案説明）

◆西村紳一郎 議長 日程第2、議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第17号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上4案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 本組協議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

7月13日、梅雨前線の影響による未明からの大雨は、県東部の主要道路の冠水による通行止めや福祉施設等の浸水被害などにより住民生活に大きな影響を及ぼし、また、本組合施設でも鳥取県東部環境クリーンセンター敷地内ののり面崩落により、業務に一部影響が生じたところであります。また、8月15日には台風第7号が上陸し、県東部地域で記録的短時間大雨情報が相次いで発表されるなど、過去に例のない豪雨に見舞われました。このように近年、頻発する自然災害により、地域住民の皆様の安全安心に対する関心は極めて高まっていると考えているところであります。本組合においては、いかなる自然災害が発生しても住民の皆様の安全安心な生活に支障が生じることのないよう、引き続き将来にわたって持続可能な消防体制の維持及びリンピアいなばをはじめとする各施設の安定稼働に努めてまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議案第14号は、令和5年度一般会計補正予算でありまして、主なものとして、本年4月の定期人事異動等に伴う人件費並びにただいま申し述べました鳥取県東部環境クリーンセンターののり面崩落の復旧に関連した経費を計上しております。

議案第15号は、令和4年度の一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付すものです。

議案第16号は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行等に伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための消防職員の特殊勤務手当の特例を廃止し、特定新型インフルエンザ等に対する業務を追加するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第17号は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の整理を行うため関係する条例の一部を改正するものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

第3 組合行政一般に対する質問

◆西村紳一郎 議長 日程第3、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

16番、伊藤幾子議員。

〔16番伊藤幾子議員 登壇〕

◆16番伊藤幾子 議員 おはようございます。16番、伊藤です。

初めに、災害に備えて事務局庁舎についてです。今年7月の大雨、8月の台風7号では想定外の雨量を記録し、大きな被害が出ました。経験したことのない豪雨や暴風、猛暑などの被害が全国各地でも起きており、その対策の重要性が増しています。そして、災害といえば地震に対する備えも当然必要です。東部広域行政管理組合では、災害が起きたとき事務局庁舎を拠点施設として様々な対応が取られることとなります。事務局庁舎については平成26年度に実施された耐震診断の結果で、2階の一部が新耐震基準を満たしてはいないが、1階と3階はそれぞれ基準値を上回っているため耐震性能に問題はない、今後の改修設計時には改善する必要があると思われるということだったと管理者は以前、議会答弁されています。耐震性能に問題はないということですが、2階の一部が新耐震基準を満たしていないということで、そうはいつでも心配があります。そして、令和元年10月定例会で管理者は、今後、事務局庁舎の在り方等について検討してまいりたいと考えていると答弁されています。

そこで、まず、その検討の結果についてお聞きます。

次に、脱炭素の取組についてです。気候危機は、世界を挙げて緊急に解決しなければならない死活的な大問題となっています。国連では2050年カーボンゼロに向けCO₂削減目標を2030年度までに2010年比45%減と示し、EUやイギリス、アメリカなどの先進国では最低でも50%以上、または60%台のCO₂削減目標を掲げています。日本政府においては、国連が示した目標よりは低いですが、2030年度のCO₂削減目標を2013年度比で46%削減とし、各自治体でもCO₂削減に向けた取組が進められています。環境省ホームページによると、ゼロカーボン宣言自治体が本年9月29日時点で945市区町村となっています。鳥取市では、2021年2月に2050年までにカーボンゼロにすると深澤市長が表明されました。東部広域行政管理組合の構成市町では、鳥取市だけが2050年カーボンゼロを表明していますが、その表明にかかわらず、この東部広域行政管理組合においても取組を進めていくことは必要なことです。そして、この本組合においても脱炭素の取組をどう進めていくかが問われてくると思います。

そこで、まず、本組合における脱炭素の取組の必要性についての認識及び取組の現状をお聞きます。

以上、登壇での質問といたします。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 伊藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、災害に備えてということで、事務局庁舎の在り方等についての検討の結果についてということでお尋

ねをいただきました。お答えをいたします。

事務局庁舎は老朽化及び耐震の状況等を踏まえ、建物全体の耐震性能としては問題ない状況であると判断いたしまして、改修による延命化を図りながら使用していくことといたしました。この考え方の下に、令和2年度から計画的に庁舎の改修を実施しておりまして、現在は事務局庁舎の外壁と屋上防水改修工事を行っているところであります。今後も必要に応じて適切な時期に改修を行いまして、庁舎としての機能維持を図ってまいりたいと考えております。

2点目のお尋ねであります。脱炭素の取組ということでお尋ねをいただきました。本組合における脱炭素の取組の必要性についての認識と取組の現状について、お尋ねをいただきました。

二酸化炭素排出量を実質ゼロとする2050年脱炭素社会の実現に向けて、本組合の事務事業実施による二酸化炭素の削減に向けた取組を進めていくことは重要であると認識をしております。本組合では、これまでも執務室や会議室等の照明のLED化、紙使用量やごみ排出量の削減などに取り組んできておりまして、また、不燃物処理施設では省電力機器を積極的に取り入れているところであります。さらには、リンピアいなばでは、ごみ焼却熱を利用したいわゆるカーボンフリーの電気を発電しておりまして、施設で使用するほか、余剰電力を利用した自己託送や売電を行うなど、様々な取組により脱炭素を進めているところであります。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 それでは、1項目め、災害に備えてということで事務局の庁舎についてなんですけれども、御答弁いただきました。それで、今、管理者が答弁された方針といいますか、考え方が、令和2年2月につくられた東部広域行政管理組合の公共施設等総合管理計画に書かれています。その中で、事務局庁舎の管理方針というのが、さっき言われたとおり改修による延命化を基本に、最適な方針を検討していくというふうに書かれてるので、今、外壁とか工事をされてるけれども、そういう対応が行われているんだと私も理解をしています。けれども、それはあくまでも老朽化対策として、耐震性能に問題はないとしながらも結局、それ、耐震対策ではありませんので、しかも、今年度4月に改定された業務継続計画第3版、ここにも組合事務局庁舎は昭和53年に国が設置、平成7年に組合が取得し、現在に至る。本庁舎は鉄筋コンクリート造り3階建てであるが、一部に新耐震基準を満たしていない箇所があるなど、老朽化等の対策を必要としていると書かれていますので、やっぱり耐震については課題は残ったままであるということは共通認識しておきたいなと思います。

そこで、令和元年10月定例会の一般質問で、業務継続計画の改定については新可燃物処理施設の完成時期を見据えて内容等の見直しを行うと言われて、それで、今年度4月に第3版が出てきたと理解をしてるんですが、その中で、災害時に事務局庁舎が使えない場合、代替拠点として、優先順位1位で消防局、2位がリンピアいなば、3位が環境クリーンセンター、そういうふうに位置づけられていますが、その理由をお聞きます。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。事務局庁舎の代替拠点であります。施設使用開始から12時間以内に執務開始が可能であることを目標に、組合の保有施設から選定をいたしまして、便宜的に順位づけを行っているものであります。また、代替拠点が必要となるような災害発生時には、順位によらない代替拠点の選定や拠点を分散しておくことも念頭に置きながら、発災から短時間で業務を再開できる環境を整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 東部広域行政管理組合が所有している施設の中から選ばれたということで、代替拠点についてはこの順位によらないとか、あと、拠点を分散することもあり得るという御答弁でしたけれども、東部広域行政管理組合事務局の災害対策本部設置要綱、この第2条には、本部は鳥取県東部地域に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、特にその対策、または推進を図る必要があると認めるときに設置すると書かれています。この災害対策本部というのは、事務局本庁舎に設置をします。そこが使えない場合は代替拠点というふうになっていくと、私は理解しているんですね。そして、要綱の第3条で、本部長は管理者をもって充てるとなっています。災害時、鳥取市でいえば災害対策本部はこの市役所本庁舎3階に設置をされます。もし、この本庁舎が被災した場合は、駅南庁舎2階多目的ホールまたは本部長の指定する場所に置くとなっています。そして、言うまでもなく、鳥取市の災害対策本部長は鳥取市長なんですね。で、東部広域行政管理組合の管理者は鳥取市長なんですね。

そこで、提案なんですけど、さっき3つ代替拠点の施設が上がりましたが、私は、ここ、鳥取市役所本庁舎を東部広域行政管理組合事務局の代替拠点に位置づけてはどうかと、そういうふうに思いますが、管理者の所見をお聞きます。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。鳥取市役所の本庁舎、ここを本組合の代替拠点としてはどうかといった御提案をいただきました。まず、御提案として受け止めさせていただきたいと思います。

本組合の庁舎が使用不能となるような規模の災害ということになりますと、鳥取市の広範囲にわたっての甚大な被害の発生が予想されるところでありまして、災害対応拠点であります市役所本庁舎の一部を本組合の代替拠点とするということは難しいのではないかと、このように考えているところであります。こういったことから本組合の代替拠点につきましては、被害状況等を勘案しながら、まずは本組合が保有する施設の中で選定をすることが適切ではないかと、このように考えているところであります。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 私がなぜこういう提案をしたかといいますと、別にここが大きいからとか、広そうだからとかいうわけではなくて、鳥取市の災害対策本部長は鳥取市長、同じ鳥取市長が東部広域行政管理組合の災害対策本部長なので、体は1つですから、同じところにいらっしゃるほうがいいなと。緊急のときですから、先ほども言われた本当に大災害になると、それこそやっぱり指揮命令系統を考えると、同じ場所にあるほうがやはりいいのではないかと思いますので。別に私、何というか、検討結果とかを急ぐつもりはありません。ちょっと十分正副管理者とかでもやっぱり相談、議論をしていただいて、何が最適なのかと、非常時にね。それは考えていただきたいと思います。それは意見として言っておきます。

では、次ですけど、脱炭素の取組で進めていくことは重要だと言われて、LED化とか、紙の削減だとか言われました。鳥取市でいえば、市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に向けて第4期地球温暖化対策実行計画事務事業編がつくられました。2030年度までの10年間の計画となっています。市職員の全てが率先して取り組んでいくとして、電気や燃料、紙などの使用量の削減、環境に優しい物品の購入などについて記されています。市役所の事務事業活動に伴うCO₂削減目標については、その目標の評価は別にして、2013年度比で2030年度には10%削減という目標が上がっています。鳥取県の西部広域行政管理組合は以前、灰溶融施設があったということで、平成21年度から省エネ地球温暖化対策実行計画をつくって、何か国に報告しないとイケなかったからということで、そんな以前からやられてたそうなんですけれども、今は灰溶融施設

は使われなくなって、令和7年、8年度にはもう解体予定ということなんですけど、でも、計画がちゃんとあってやられてるんですね。

そこで、本組合においても、この地球温暖化対策実行計画をつくって、CO₂の削減目標を持って脱炭素に取り組む必要があると考えますが、管理者のお考えをお聞きます。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。本組合は、これまでも二酸化炭素排出量の削減を念頭に、脱炭素社会の実現に向け取組を進めているところであります。この取組をより推進するために、年次的削減目標を持った地球温暖化対策実行計画を策定することは重要であると考えております。そのような観点から、令和7年度中の策定を目指して、現在、準備を進めていこうとしているところであります。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 よろしくお願ひします。ちなみに環境省のホームページによりますと、令和4年12月1日現在ですけども、地方自治体じゃなくて地方公共団体の組合、これが全国で1,508あるそうなんですけど、そのうち、この事務事業編という実行計画つくられてるのが600、39.8%という状況ですので、それがさらに私は引き上がることが必要だと思いますので、令和7年度中の策定に向けてよろしくお願ひいたします。

その次ですけど、やっぱりCO₂削減には、ごみの分別、きちんと分別すること、それから、燃やすごみを減らすこと、これは大事な点だと思います。そこで、まず、実は鳥取市議会9月定例会決算審査がありました。その資料の中に、広域処理施設を利用する東部圏域1市4町は、現在ごみの排出及び収集の方法が統一されていないが、将来的には均一化が望ましいと考えると書かれていました。そして、それぞれの市町の担当課長で協議をしているといった説明もありました。

そこで、ごみの排出及び収集の方法について、この組合の考え方をお聞きます。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。本組合の共同処理事務の1つでありますごみ処理の安全性の確保や効率化を目的に、組織市町担当課長会議などの場で議論をするなど、連携を図っているところであります。ごみの排出と収集の方法につきましては、このような状況を踏まえまして、当面は組織市町の実情等によって、それぞれ実施をされるものと認識をいたしております。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 ごみの集め方だったり出し方だったり、それらはそれぞれの市町がやることだからということだと思うんですけど、だけど、最低限、その安全性だとか効率化に関わるようなことはみんなで協議しながら形を合わせていこうと、言ってる私もちょっと漠然としたことしか言えませんが。とにかく私は、例えば処理する施設が1つになったからといって、燃えるごみ、可燃ごみ、それぞれの集め方、出し方、それは各市町がやっぱりやるべきことであって、統一することではないと私は思っていますので、鳥取市議会の9月定例会でこういったことが出てきましたので、ここはどういう認識なのかというのを広域のほうに聞きたいなと思って、聞かせていただきました。基本、そうやって各市町がやることだということが確認できたので、それは、それでよしとします。

次なんですけど、そうはいつでも、各市町でやることなんですけれども、このCO₂の削減にはやっぱり幾らリンピアが新しくなりましたが、新しい施設ができましたといっても、燃やすごみの減量化を進める必要があります。これまで東部広域行政管理組合としてごみの減量化計画を持つべきだと言ってきましたけれども、それ

は、なかなか持つということにはならず今に至っています。各市町が減らす努力をすると、そういった答弁だったかと思いますが、改めてやはりこの広域としてごみの減量化計画を持つべきと考えますが、その点はどうでしょうか。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。可燃ごみの減量化につきましては組織市町の所掌業務でありますことから、本組合では組織市町のごみの減量化の取組を基に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定をいたしまして、目標値を設定をしているところであります。本組合といたしましては、今後も可燃ごみの減量化に向けて組織市町と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 今、やっぱり脱炭素に取り組んでいく必要があるということをおっしゃいましたので、そのためにも広域として私はごみの減量化計画を持つのが必要だと改めて思うんですね。

それで、今、一般廃棄物の処理基本計画、これ、令和6年度の数値目標と、あと、この計画の最終年度の令和16年度の一応目標が書いてあって、それで人口が減っていくでしょうということで、1人1日当たりのごみの量は横ばいという、そういう計画になってるんですけども、例えば、この計画をつくったときの基準年というのが平成30年度、これ、実績が出ていました。このときに、燃えるごみだろうが何だろうが、とにかく一般廃棄物と言われる総量というのが、これは6万8,878トンでした。それをそのときの人口と、あと365日で割ったら、1人1日当たりの排出量というのが828.3グラムだったんですね。この令和4年度の実績で見ると、人口は確かに減ってます、ごみも減ってます、1人1日当たりの排出量も814.0グラム、減ってるんですよ。令和4年度のごみの量が6万5,417トンだったんです。これは平成30年度と比べて5%ぐらい減ってるんですよ。5%減ったこのごみを平成30年度の人口で割って1人1日当たりを出すと、786.7グラムになるんですよ。だから、人口が減ったらごみが減るだろうじゃなくて、意識的に何%減らしましょうというふうにすると、やはりごみというのは減っていくので、広域としてもそういう計画を持つ、そういう計画があるから市町ももっと頑張ろうというふうには私はなるんじゃないかと思って、その広域としてのごみの減量化という計画が必要なんじゃないかと言っているんですけども、再度、答弁をお願いいたします。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。東部広域行政管理組合としても独自の計画を策定すべきではないかと、重ねてのお尋ね、御提案だというふうに受け止めさせていただきました。

先ほどもお答えをさせていただきましたように、可燃ごみの減量化につきましては、まず、基本的には組織市町の所掌事務であるということで、本組合では一般廃棄物の処理基本計画を策定をして目標値を設定して取り組んでいるところでありますが、まずは、構成市町の基本的な所掌事務ということで、構成市町の取組があるというふうに考えているところでありまして、そういったことから東部広域行政管理組合といたしましても、組織市町と一体となって、また、連携をしながら、減量化に取り組んでいくべきものと考えているところであります。以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 可燃ごみはおっしゃって、それでいろんなごみがあります。可燃ごみ以外のごみもあります。それについては、東部広域として減量化計画を持つということは考えられませんか。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** お答えをいたします。可燃ごみを含めまして一般廃棄物の処理につきましては、基本的に市町村の業務、所掌事務ということでありますから、まずは構成市町の取組が基本にあると、このように考えるべきではないかと思っているところでありまして、一部事務組合であります東部広域行政管理組合の構成市町と一体となって、目標値を考えながら取り組んでいくということは必要だというふうに考えておりますので、今後もそのような連携した取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆**西村紳一郎 議長** 16番、伊藤幾子議員。

◆**16番伊藤幾子 議員** 脱炭素という新たな視点が加わって、余計に力を入れていかないといけないという情勢ですので、確かに計画があるなしで取組が違ってくるようなことではいけないと思いますけど、私は、さらに進めていくためにやっぱり広域として計画があったほうがより進むと思っていますので、またこれは引き続きの議論にしていきたいと思います。以上です。

◆**西村紳一郎 議長** 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

第4 議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第17号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（質疑・委員会付託）

◆**西村紳一郎 議長** 日程第4、議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第17号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上4案を一括して議題とします。

これより4案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆**西村紳一郎 議長** 質疑なしと認めます。

議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第17号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上4案は、審査のためお手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時32分 散会

令和5年10月定例会（第2号・10月26日）

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和5年10月26日（木曜日）

議事日程（第2号）

令和5年10月26日（木） 午前10時0分開議 鳥取市議会議場

第1 議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第17号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

会議に付した事件

日程第1

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（17名）

1番	加	嶋	辰	史	2番	加	藤	茂	樹
3番	浅	野	博	文	4番	岩	永	安	子
5番	勝	田	鮮	二	6番	西	村	紳	一郎
7番	岡	田	信	俊	8番	平	野	真	理子
9番	川	西	美	恵子	10番	尾	島		勲
11番	山	根	政	彦	12番	谷	口	雅	人
13番	柳		正	敏	15番	寺	坂	寛	夫
16番	伊	藤	幾	子	17番	長	坂	則	翁
18番	上	杉	栄	一					

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員 （ １ 名 ）

14番 足 立 義 明

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

|           |                 |         |
|-----------|-----------------|---------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦 |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 長 戸 清   |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 金 兒 英 夫 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 上 川 元 張 |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人 |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一 |
| 事 務 局 長   |                 | 鹿 田 哲 生 |
| 消 防 局 長   |                 | 鹿 田 幸 人 |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 横 尾 賢 二 |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	保 木 本 英 明
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	植 田 光 一
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長	谷 島 孝 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	橋 本 圭 司
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事	田 中 真 一

~~~~~

午前10時0分 開議

◆西村紳一郎 議長 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第 1 議案第 14 号令和 5 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 17 号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆西村紳一郎 議長 日程第 1、議案第14号令和 5 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 17号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてまで、以上 4 案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務福祉消防委員長、17番、長坂則翁議員。

〔17番長坂則翁議員 登壇〕

- ◆17番長坂則翁 議員 総務福祉消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第15号鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について、議案第17号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について、以上4案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

- ◆西村紳一郎 議長 環境衛生委員会副委員長、3番、浅野博文議員。

〔3番浅野博文議員 登壇〕

- ◆3番浅野博文 議員 環境衛生委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第15号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、以上2案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

- ◆西村紳一郎 議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆西村紳一郎 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆西村紳一郎 議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

まず、議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

- ◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和4年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は認定されました。

次に、議案第16号鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和5年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時8分 閉会